

各市町村長様
各市町村議会議長様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らししが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

- ① 憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

《回答》

今後とも、憲法、地方自治法の趣旨に沿って、市民生活の健全な安定のため、医療・介護・福祉などの社会保障施策の充実に向け、努力してまいります。

- ②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっていても、市町村独自に施策を継続実施してください。

《回答》

効果的な制度については、恒久的な制度となるよう国への要望を検討します。
国からの交付がなくなった場合に、市独自での施策の継続実施の可否については、市の財政状況を考慮して判断いたします。

- ③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。

《回答》

今のところ考えておりません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

《回答》

知多北部広域連合の独自減免制度を実施いたしております。

保険料低所得段階が第1～3段階の方で、所定の要件に該当する場合、介護保険料と介護サービスなどを利用した際の利用者負担額が減免されます。毎年度7月15日から翌年3月31日までを申請期間としております。

★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

《回答》

同上

③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。

《回答》

国の通知に基づき、サービスの可否を判断する際に一律機械上判断しないよう事業所に対して通知するなどしており、現行の対応で十分と考えているため、「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所に周知することについては、考えておりません。

★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

《回答》

知多北部広域連合第4期介護保険事業計画により、施設整備を進めてまいります。また、国の介護基盤の緊急整備特別対策事業により、さらに計画の上乗せ分の施設整備も行われる予定です。

★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

《回答》

第4期事業計画の施行に伴い、国の方で、介護報酬の改定が行われ、介護従事者等に対する賃金などの処遇改善が行われました。また、平成22年度から、介護基盤緊急整備等の特別対策事業が行われ、事業者からの処遇改善計画に基づき介護職員処遇改善交付金が交付されています。

研修につきましては、研修支援事業が行われております。

また、広域連合におきましても、毎年介護支援専門員等の研修を開催しております。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

《回答》

買い物、調理が困難なひとり暮らし高齢者や要支援・要介護認定を受けている方を含む高

高齢者世帯を対象に実施しております。配食は365日対応をしており、アセスメントを実施のうえ決定しています。配食は夕食のみで、手渡しすることで安否確認も行っています。また買い物調理が困難な方を対象としているため、食材費相当分を自己負担とし、調理・配送コストを市が助成している状況です。負担額の引き下げは現在のところ考えておりません。なお、高齢者を対象としたふれあい式の会食を行う給食ボランティア団体に対し、市補助金(地域福祉振興事業補助金)を交付しています。

★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア.ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

《回答》

一人暮らし高齢者、高齢者世帯で対象要件を満たした方について、民生委員が訪問し、生活状況の調査と緊急連絡先の登録などを行っています。また継続分については年一回、登録した調査書をもとに実態調査と安否確認を実施しています。

また、一人暮らし高齢者については希望する方を対象に老人クラブ員による友愛訪問を毎月一回実施し、安否確認を行っています。

介護保険対象外の買い物支援などの生活支援は実施の予定はありません。

イ.高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

《回答》

福祉タクシー料金助成制度により、75歳以上の高齢者を対象にタクシーの初乗り料金相当額の助成利用券(年間12枚以内)を交付しております。また、その受給者に発行している「証明書」、後期高齢者医療の保険証、又は住民基本台帳カードを提示することにより、市のコミュニティ交通「あいあいバス」を無料で利用できます。

ウ.宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

《回答》

宅老所、街角サロンなど、集まりの場への援助につきましては、市の地域福祉振興事業補助金の制度により、これらを運営するボランティア団体に補助金を交付しております。(現在6団体が交付を受けています。)

エ.高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

《回答》

市営住宅のドアノブをレバーハンドルに換えたり等対処しております。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

《回答》

普通障害者に対しては、平成21年分確定申告から障害者控除の対象としています。特別障害者については、すでに実施済みです。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

《回答》

すべての要介護認定を受けた方に、該当した場合は障害者控除の申請を行うよう勧奨通知を送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

《回答》

国、県の動向を踏まえて検討していきます。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

《回答》

一律に機械的な交付をするということではなく、低所得者への配慮や十分な納付相談を行った上で実施していきます。(該当者なし)

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

《回答》

県の動向を踏まえて、検討していきます。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

《回答》

20年4月診療分から愛知県の補助対象の拡大に併せ、通院は小学校卒業までに、入院については中学校卒業までに拡大したところです。18歳年度末までの現物給付は考えていません。

★ ②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

《回答》

現在、妊産婦健診として、子宮頸がん健診と、産前に 14 回、産後1回の健診に対して無料で受診できるように助成を行っています。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。
申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

《回答》

知多市では、就学援助制度の主旨に鑑み、対象を生活保護基準額の1.0倍までの所得の世帯としております。

また、申請受付については、学校及び市学校教育課窓口で受け付けており、民生委員の証明は不要です。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

《回答》

学校給食法において経費の負担区分が定められており、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それ以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とするとされていることから、学校給食費を無料化する考えはございません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

《回答》

国民健康保険制度の広域化については、国の進める施策であり、反対の考えはありません。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

《回答》

国民健康保険事業は、一般会計から独立した会計のもとで国保税や国庫負担金等の特定の収入を財源に行うもので、保険税率等は適正なものとし、保険税を上げないための安易な繰入れは考えておりません。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

《回答》

応益負担の考え方から、現在考えておりません。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

《回答》

減免制度の拡充については、現在考えておりません。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

《回答》

減免制度の拡充については、現在考えておりません。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

《回答》

平成22年8月1日現在、1世帯に対し資格証明書を交付していますが、18歳年度末までの子どものいる世帯や母子家庭や障がい者のいる世帯などは交付の対象とはしていません。また、短期被保険者証の対象者のうち18歳年度末までの子どもについては、6ヶ月以上の

有効期限の保険証を交付しています。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

《回答》

保険税の滞納を理由に給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

《回答》

分納誓約書を提出した世帯または分納を申し出た世帯のうち、定期的に納付が履行され、今後も納付計画に従つて納付されると見込まれる世帯には、正規の保険証を交付できることとしております。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

《回答》

●財産調査等により実態把握に努め、再三の催告、納税相談等に応じていただけない場合や著しく約束が履行されない場合等について、やむを得ず差押を実施しています。

(収納課)

●また、国民皆保険や国民健康保険制度について、毎年4月1日号の広報誌で周知を図つておりますが、国保制度が届出主義をとっているため、無保険者の調査については、現在のところ考えていません。(保険医療課)

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

《回答》

一部負担金の減免制度の拡充につきましては、現在考えておりません。

なお、一部負担金の減免制度の周知につきましては、今後検討していきます。

5. 障がい者施策の充実について

★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。

ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。

エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。

オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

《回答》

今後の国の動向を見守りたいと考えています。障害福祉サービス、補装具費、施設での食費などの利用者負担につきましては、国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

ア 自立支援医療のうち精神通院医療につきましては、県とともに自己負担額を全額助成し

ています。また更生医療につきましては一定以上の身体障害者は障害者医療制度により県とともに自己負担額を全額助成しています。

イ 国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

ウ 必要な予算は確保しています。

エ 国の基準を基本として考えており、今後につきましても同様に考えております。

オ サービスの利用量につきましては、障害程度区分による制限は加えていません。

- ② ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

《回答》

関係社会福祉法人等とも連携し、支援策を検討していきます。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をもとに実施してください。

《回答》

特定健診・歯周疾患検診は無料で実施しています。

がん検診は、胃がん・子宮けいがん・乳がん・大腸がん・前立腺がん検診において、自己負担をお願いしております、無料にすることは考えておりません。

個別医療機関委託につきましては、今後の検討課題と捉えています。

- ② 40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

《回答》

若年健康診査として、20歳から39歳までを対象に実施しており、受益者負担の原則から自己負担をいただいており、無料にすることは考えておりません。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。

- ②上記ワクチンを定期接種とするように国に働きかけてください。

《回答》

ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がんワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種は法に定められた予防接種ではなく、副作用等の健康被害が生じた場合には、市が独自に救済をしなくてはならないことから、慎重に対応すべきと考えていますが、他市町の実施状況等を勘案し検討していきたいと考えています。

定期接種に組み入れるための動きについては、市長会で取りまとめていただきたいと考えています。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

《回答》

生活保護の制度を説明し、本人に生活保護申請の意思を確認しています。

②就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。

《回答》

現行の体制で支障はきたしておりません。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

- ①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してくらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。
- ②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

《回答》

①については、今後検討していきます。②の後期高齢者医療制度は廃止については、意見書・要望書を提出する考えはありません。また、国民健康保険への国庫負担の増額については、今後要望していきます。

- ③介護保険への国庫負担を増やして 負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。
- ④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊娠婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

《回答》

今後要望していきます。

- ⑤消費税の引き上げは行わないでください。

《回答》

意見書・要望書を提出する考えはありません。

- ⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

- ⑦障がい者（児）が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

- ⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

《回答》

市長会で取りまとめていただきたいと考えています。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

《回答》

機会を捉えて、要望してまいります。

- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度の対象を拡大してください。

《回答》

機会を捉えて、要望してまいります。

- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

《回答》

機会を捉えて、要望してまいります。

- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。

《回答》

機会を捉えて、要望してまいります。

⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。

《回答》

機会を捉えて、要望してまいります。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

《回答》

要望しております。

⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。

《回答》

今後の国の動向を見守りたいと考えています。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。

《回答》

機会を捉えて、要望していきます。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

《回答》

保険料の法定軽減が実施されており、保険料の軽減は図られていると考えていますが、引き続き要望してまいります。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

《回答》

一律に機械的な交付をするということではなく、低所得者への配慮や十分な納付相談を行った上で実施することとの指導を受けていますので、意見書・要望書を提出する考えはありません。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

《回答》

検討課題としてまいります。

以上